

議案第65号

守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年12月5日提出

守谷市長 会田真一

平成 年 月 日 原案 決

## 守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

### (職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 地方公務員法第26条の2第1項又は第26条の3第1項の規定による承認

(2) 守谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年守谷町条例第1号）第17条の規定による介護休暇の承認

(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延長された場合その他やむを得ない事情により前2条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員（第8条及び第10条において「任期付職員」という。）の任期を延長することが必要な場合で、前2条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないときとする。

(任期の更新)

第6条 任命権者は、第2条の規定により任期を定めて採用された職員

の任期が5年に満たない場合にあっては、採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

- 2 任命権者は、第3条及び第4条の規定により任期を定めて採用された職員の任期が3年（前条の規定に該当する場合は、5年。以下この項において同じ。）に満たない場合にあっては、採用した日から3年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。
- 3 前2項の場合において、任命権者は、あらかじめ、当該職員の同意を得なければならない。

（給与の特例）

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額（円）
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	541,000
5	617,000
6	721,000
7	844,000

- 2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要の度に応じて規則に定める基準に従い決定する。
- 3 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

第8条 任期付職員には、次の給料表を適用する。

職務の級	給料月額（円）
1級	135,600
2級	185,800
3級	222,900
4級	261,900
5級	289,200
6級	320,600
7級	366,200

- 2 任期付職員の給料月額は、その者に適用される前項に規定する給料表の給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

（給与条例の適用除外）

第9条 守谷市職員の給与に関する条例（昭和31年守谷町条例第41号。以下「給与条例」という。）第4条から第6条まで、第9条から第12条の2まで、第14条から第16条まで及び第21条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年守谷市条例第 号）第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。

第10条 約与条例第5条及び第6条の規定は、任期付職員には適用しない。

2 前項に定めるもののほか、給与条例第11条から第12条の2までの規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（第4項において「任期付短時間勤務職員」という。）には、適用しない。

3 任期付職員に対する給与条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「この条例」とあるのは、「この条例及び守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年守谷市条例第 号）第8条の規定」とする。

4 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第6条の2の規定の適用については、同条中「前条第10項の規定にかかわらず、同項」とあるのは「守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年守谷市条例第 号）第8条の規定にかかわらず、同条」と、「勤務時間条例第2条第2項」とあるのは、「勤務時間条例第2条第4項」とする。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（守谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第2条 守谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年守谷町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「第18条第1項」の次に「又は守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年守谷市条例第 号）第4条」を加える。

第18条中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

(守谷市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 守谷市職員の育児休業等に関する条例（平成4年守谷町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年守谷市条例第　号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

(守谷市職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 守谷市職員の給与に関する条例（昭和31年守谷町条例第41号）の一部を次のように改正する。

第12条の3第2項第2号中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年守谷市条例第　号）第4条の規定により採用された職員」を加える。

第23条第1項中「再任用短期間勤務職員」の次に「及び守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用された職員」を加える。

## 提案理由（議案第65号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者等を一般職の職員として一定の任期を定めて採用することができるようるために、条例を制定するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

## 守谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

改 正	現 行
(1週間の勤務時間)	(1週間の勤務時間)
第2条 (略)	第2条 (略)
2及び3 (略)	2及び3 (略)
4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は <u>守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</u> （平成25年守谷市条例第号）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。	4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項_____ _____ _____ _____ の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。
5 (略) (非常勤職員の勤務時間、休暇等)	5 (略) (非常勤職員の勤務時間、休暇等)
第18条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び <u>任期付短時間勤務職員</u> を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市規則の定める基準に従い、任命権者が定める。	第18条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員_____を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

守谷市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改 正	現 行
(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (2) 守谷市職員の定年等に関する条例（昭和59年守谷町条例第12号。以下「定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員 (3) 守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年守谷市条例第 号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員	(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (2) 守谷市職員の定年等に関する条例（昭和59年守谷町条例第12号。以下「定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

守谷市職員の給与に関する条例新旧対照表

改 正	現 行
(通勤手当)	(通勤手当)
第12条の3 (略)	第12条の3 (略)
2 (略)	2 (略)
(1) (略)	(1) (略)
(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員及び守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年守谷市条例第 号）第4条の規定により採用された職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）	(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員 _____ のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）
(非常勤職員等の給与)	(非常勤職員等の給与)
第23条 常時勤務を要しない職員（再任用短時間勤務職員及び守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用された職員を除く。）及び臨時に雇用される職員については、任命権者は、一般の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で別に定めるところにより給与を支給するものとする。	第23条 常時勤務を要しない職員（再任用短時間勤務職員 _____ を除く。）及び臨時に雇用される職員については、任命権者は、一般の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で別に定めるところにより給与を支給するものとする。
2 (略)	2 (略)

## 守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する規則（案）

### （趣旨）

第1条 この規則は、守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年守谷市条例第 号。以下「条例」という。）に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

### （特定任期付職員の号給の決定）

第2条 特定任期付職員（条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員をいう。以下同じ。）の給料の号給は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は、次の表のとおりとする。

区分	号給
高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合	1号給
高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合	2号給
高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	3号給
特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	4号給
特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	5号給
極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	6号給
極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合	7号給

### （特定任期付職員業績手当）

第3条 特定任期付職員業績手当は、12月1日（以下「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、その採用された日から当該基準日までの間（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあっては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）に特に顕著な成績を挙げたと認められる者に対し、当該年の12月10日に支給するものとする。

### （一般任期付職員の給料月額等の決定の特例）

第4条 新たに一般任期付職員（条例第2条第2項の規定により任期を

定めて採用された職員をいう。) となった者の給料月額及びこれに係る次期昇給予定の時期は、採用日の前日から当該職員の経験年数に相当する期間をさかのぼった日に採用され、引き続き在職したものとみなして、当該さかのぼった日において、守谷市初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和34年守谷町規則第31号）別表第2を適用して得られる初任給を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に当該採用の日に受けることとなる給料月額及びこれに係る次期昇給予定の範囲内で決定することができる。

#### 附 則

##### （施行規日）

第1条 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（守谷市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第2条 守谷市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年守谷町規則第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第8条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第8条の2第1項中「第8条第2項」を「第7条第1項」に改める。

第9条中「第8条第2項」を「第7条第2項」に改める。

第9条の2中「第8条3項」を「第7条第2項」に、「第2条2項」を「第2条第3項」に改め、「いう。）」の次に「及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」を、「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第11条第1号及び第2号、第11条の2第1項第1号、第11条の4第1号及び第2号並びに第13条第1項中「再任用短時間勤務職員」の次に「、任期付短時間勤務職員」を加える。

第30条中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

（守谷市職員の給与に関する規則の一部改正）

第3条 守谷市職員の給与に関する規則（昭和32年守谷町規則第18号）の一部を次のように改正する。

第22条の2第2号中「育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員（以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」）を「勤務時間条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」）に改め、同条第3号中「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」を「任期付短時間勤務職員」に改める。

第22条の4中「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」を「任期付短時間職員」に改める。